

初回薬剤費請求書の提出には様式第5号等の原本が必要です。

労災指定薬局が患者から労災保険による薬剤の給付を求められたとき、その患者が「労災保険の適用を受ける事業場の労働者か(特別加入者含む)」「業務上あるいは通勤災害によって傷病を受けたものか」を確認しなければなりません。

そのため、対象の傷病について初めて労災指定薬局を利用する患者は「療養(補償)給付たる療養の給付請求書(様式第5号又は様式第16号の3)」を、別の労災指定薬局から利用先を変更した、または傷病(補償)年金に移行した患者は「療養(補償)給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届(様式第6号又は様式第16号の4)」を提出する必要があります。

ポイント1

患者は労災保険を利用する際、**労災指定薬局を通じて労働基準監督署に様式第5号等を提出**することを義務付けられています。

療養(補償)給付たる療養の給付を受けようとする者は、療養の給付を受けようとする労災指定薬局を経由して、請求書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない(労働者災害補償保険法施行規則第12条第1項、第12条の3第1項、第18条の5第1項)。

ポイント2

請求書等は省令及び告示により定められています(厚生労働省や労働局のホームページから等倍印刷したもの、労働基準監督署で配布しているもの)。**他の医療機関に提出された様式第5号等のコピー等は不可**です。(緊急の場合等で患者がコピー等を持参した場合は、後日所定の請求書を遅滞なく提出させてください。)

請求書の様式は、厚生労働大臣が別に定めて告示するところによらなければならない(労働者災害補償保険法施行規則第54条、昭和35年労働省告示第10号「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式」)。

ポイント3

労災指定薬局は**様式第5号等により患者の受給資格を確かめる**ことを義務付けられています。

指定薬局は、傷病労働者から療養の給付を受けることを求められたときは、その者の提出する「療養(補償)給付たる療養の給付請求書(様式第5号又は様式第16号の3)」によって療養の給付を受ける資格があることを確かめること(平成23年6月24日付け基発0624第1号「労災保険指定薬局療養担当契約事項」2)。



提出・不備の有無について慎重な対応をお願いします！



患者が事業主証明欄に記入していない5号を持ってきた！
形式不備で出し直させるべき？

労働基準監督署は事業主証明がなくても5号を受理しますので、薬局でも通常どおり処理していただいて構いません。



療養の給付を受けるときは事業主の証明を受けなければならないとされていますが(労働者災害補償保険法施行規則第12条第2項、第18条の5第2項)、私病が疑われるものや、事業場が覚知していないものについては事業主証明が得られないケースもあります。労働基準監督署は被災者の迅速な保護のため、証明のない様式第5号等も受理し、労災保険支給の可否について調査を開始しますので、薬局でも証明の有無を問わず労災として取り扱っていただいて構いません。患者が証明を受けられなかった旨の申出書等も提出した場合、併せてレセプトと共に労働局あて送付してください。また、離職後の場合や、傷病(補償)年金受給者が様式第6号等の届を提出するときは、事業主証明は必要ありません。

ただし、**事業主証明欄及び職員記入欄以外は全て**記入したものを提出させてください。患者から書き方がわからない等の申し出があれば、労働基準監督署に問い合わせさせる等、様式第5号等に不備があれば、薬剤費のほか労災保険請求に支障が生じることを説明してください。



救急車で搬送された後ずっと入院してて、5号を準備できていない患者が来たらどうしたらいいの？

一旦は労災として取り扱い、後日速やかに提出するよう患者あるいは勤務先に督促してください。



労災指定薬局が患者の受給資格を確かめるため、**様式第5号等原本の提出は必須**です。しかし、治療に緊急を要し、様式第5号等の準備が間に合わなかったとき等、やむを得ない場合は後日速やかに請求書を提出することを患者に依頼してください。患者に負担なしで帰ってもらったが、様式第5号等の提出が速やかになされない場合は、患者あるいは勤務先に様式第5号等の提出を督促し、状況によっては労働基準監督署に通報してください。